

福岡市公報

平成29年 8 月21日 第6420号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 次—
南 区

ページ

- 投票区の設置の告示の一部改正（南選告示第 4 号）…………… 1
○指定投票区の指定及び指定関係投票区の定め（南選告示第 5 号）…………… 4
○指定在外選挙投票区の指定（南選告示第 6 号）…………… 5

城 南 区

- 投票区の設置の告示の一部改正（城選告示第 4 号）…………… 5
○指定投票区の指定及び指定関係投票区の定め（城選告示第 5 号）…………… 7
○指定在外選挙投票区の指定（城選告示第 6 号）…………… 8

南 区

福市南選告示第 4 号

投票区の設置の告示（昭和47年福市南選告示第16号）の一部を次のように改正する。

平成29年 8 月21日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 進 藤 邦 彦

表を次のように改める。

投票区	区 域
大 楠 西	大楠二丁目，大楠三丁目，那の川二丁目（1 番から 4 番まで）
大 楠 東	那の川一丁目，大楠一丁目
西 高 宮	市崎一丁目，市崎二丁目，平和一丁目，平和二丁目
長 丘	平和四丁目，長丘一丁目，長丘二丁目，長丘三丁目，長丘四丁目，長丘五丁目
長 住	長住一丁目，長住二丁目，長住三丁目（33番から35番まで，44番，45番，53番から57番まで，60番から65番まで，70番），長住四丁目，長住五丁目，長住六丁目，長住七丁目，西長住二丁目（39番，40番），西長住

	三丁目
西 長 住	長住三丁目（長住投票区に属する区域を除く。）、西長住一丁目、西長住二丁目（1番から38番まで）
西 花 畑	大字桧原、桧原一丁目、桧原二丁目、桧原三丁目（1番から18番まで、20番、21番）、桧原四丁目（1番から12番まで、13番の一部、14番から41番まで）、桧原五丁目、桧原六丁目、桧原七丁目、花畑四丁目（5番、6番、7番の一部）
皿 山	皿山一丁目、皿山二丁目、皿山三丁目、皿山四丁目
花 畑 第 一	桧原三丁目（19番、26番）、柏原一丁目（1番から11番まで、18番から25番まで、46番）、屋形原四丁目（8番の一部、9番から26番まで）、屋形原五丁目（6番の一部、7番の一部、8番から12番まで、13番の一部）、花畑一丁目（花畑第二投票区に属する区域を除く。）、花畑二丁目（東花畑投票区に属する区域を除く。）、花畑三丁目、花畑四丁目（西花畑投票区に属する区域を除く。）
花 畑 第 二	野多目五丁目（22番の一部）、若久六丁目（28番の一部、55番、56番の一部）、屋形原二丁目（8番の一部、32番から45番まで）、中尾一丁目、中尾二丁目（東花畑投票区に属する区域を除く。）、中尾三丁目、花畑一丁目（1番から11番まで）
柏 原	大字柏原、柏原一丁目（花畑第一投票区及び鶴田投票区に属する区域を除く。）、柏原三丁目、柏原四丁目、柏原五丁目、柏原六丁目、柏原七丁目、桧原三丁目（西花畑投票区及び花畑第一投票区に属する区域を除く。）、桧原四丁目（西花畑投票区に属する区域を除く。）、大平寺一丁目、大平寺二丁目
東 花 畑	野多目五丁目（1番、2番の一部、3番から21番まで、22番の一部、23番から34番まで）、屋形原一丁目、屋形原二丁目（花畑第二投票区に属する区域を除く。）、屋形原三丁目、屋形原四丁目（花畑第一投票区に属する区域を除く。）、屋形原五丁目（花畑第一投票区に属する区域を除く。）、中尾二丁目（3番から6番まで、7番の一部、12番の一部、14番の一部、15番、16番の一部、18番、19番の一部、28番の一部）、花畑二丁目（1番から5番まで、7番の一部、46番から54番まで）、鶴田四丁目（1番の一部、3番の一部）
野 多 目 南	向新町二丁目、野多目二丁目、野多目三丁目（1番の一部）、野多目四丁目（老司投票区に属する区域を除く。）、老司一丁目（1番の一部、2番から4番まで、5番の一部、6番、7番の一部）

三 宅 第 一	三宅一丁目（筑紫丘第一投票区及び筑紫丘第二投票区に属する区域を除く。）、三宅二丁目、三宅三丁目（三宅第二投票区に属する区域を除く。）、和田三丁目、和田四丁目、若久六丁目（59番の一部、61番の一部、62番の一部、66番から70番まで、71番の一部、72番から76番まで）
三 宅 第 二	塩原四丁目（30番）、三宅三丁目（1番、2番、12番の一部、13番から15番まで、16番の一部）、大橋一丁目（9番、10番、11番の一部、25番の一部、27番の一部）、大橋二丁目（塩原投票区に属する区域を除く。）、大橋三丁目、大橋四丁目（1番から13番まで、14番の一部、16番）
筑紫丘第一	三宅一丁目（8番の一部、9番の一部、17番の一部、18番）、筑紫丘一丁目、筑紫丘二丁目、大橋一丁目（三宅第二投票区及び玉川第二投票区に属する区域を除く。）、大橋四丁目（三宅第二投票区に属する区域を除く。）、南大橋一丁目
筑紫丘第二	三宅一丁目（22番の一部）、若久団地、若久二丁目（東若久投票区に属する区域を除く。）、南大橋二丁目
東 若 久	若久一丁目（23番）、若久二丁目（26番の一部、27番から40番まで）、若久三丁目、若久五丁目、若久六丁目（花畑第二投票区、野多目北投票区及び三宅第一投票区に属する区域を除く。）、柳河内二丁目
若 久 第 一	野間四丁目、柳河内一丁目
若 久 第 二	若久一丁目（東若久投票区に属する区域を除く。）、若久四丁目、野間一丁目（16番から18番まで）、野間二丁目、野間三丁目
玉 川 第 一	玉川町、野間一丁目（若久第二投票区に属する区域を除く。）、向野一丁目、向野二丁目
玉 川 第 二	塩原二丁目、塩原三丁目、大橋一丁目（1番から8番まで、13番から19番まで、20番の一部）
玉 川 第 三	清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、清水四丁目
塩 原	塩原一丁目、塩原四丁目（三宅第二投票区に属する区域を除く。）、大橋団地、大橋二丁目（1番から8番まで）
宮 竹 第 一	五十川一丁目、五十川二丁目、井尻一丁目、井尻二丁目（1番から31番まで、32番の一部、33番の一部、35番）
宮 竹 第 二	井尻二丁目（宮竹第一投票区に属する区域を除く。）、井尻三丁目
高 木	高木一丁目、高木二丁目、高木三丁目、折立町

井 尻	井尻四丁目，井尻五丁目
臼 佐	臼佐一丁目，臼佐二丁目，臼佐四丁目，臼佐五丁目，的場一丁目，的場二丁目
大 池	多賀一丁目，多賀二丁目，大池一丁目
寺 塚	大池二丁目，寺塚一丁目，寺塚二丁目
東 高 宮	高宮一丁目，高宮二丁目，高宮三丁目，高宮四丁目，高宮五丁目
横 手	横手一丁目，横手二丁目，横手三丁目，横手四丁目，横手南町
野 多 目 北	向新町一丁目，和田一丁目，和田二丁目，野多目一丁目，野多目三丁目（野多目南投票区に属する区域を除く。），野多目五丁目（花畑第二投票区及び東花畑投票区に属する区域を除く。），若久六丁目（71番の一部）
鶴 田	老司五丁目（29番から53番まで），柏原一丁目（26番），柏原二丁目，鶴田一丁目，鶴田二丁目，鶴田三丁目，鶴田四丁目（東花畑投票区及び老司投票区に属する区域を除く。）
老 司	野多目四丁目（14番から17番まで，18番の一部，31番，32番），野多目六丁目，老司一丁目（野多目南投票区に属する区域を除く。），老司二丁目，老司三丁目，老司四丁目，老司五丁目（鶴田投票区に属する区域を除く。），鶴田四丁目（23番の一部）
弥 永	臼佐三丁目，柳瀬一丁目，柳瀬二丁目，弥永四丁目（1番，2番），弥永団地
弥 永 西	警弥郷一丁目，警弥郷二丁目，警弥郷三丁目，弥永一丁目，弥永二丁目，弥永三丁目，弥永四丁目（弥永投票区に属する区域を除く。），弥永五丁目

福市南選告示第 5 号

公職選挙法第37条第 7 項及び同法施行令第26条第 1 項の規定により，次のとおり指定投票区を指定し，及び指定関係投票区を定めた。

なお，指定投票区の指定及び指定関係投票区の定めの告示（平成13年福市南選告示第17号）は，廃止する。

平成29年 8 月21 日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 進 藤 邦 彦

指 定 投 票 区	指 定 関 係 投 票 区
玉川第二投票区	玉川第二投票区を除く南区の各投票区

ただし、衆議院小選挙区選出議員の選挙並びに衆議院小選挙区選出議員の選挙（公職選挙法別表第1に規定する福岡県第2区又は福岡県第5区のいずれか一方の選挙区において行われる同法第109条に規定する再選挙又は同法第113条第1項に規定する補欠選挙を除く。）と同日に行われる衆議院比例代表選出議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、次のとおりとする。

指 定 投 票 区	指 定 関 係 投 票 区
玉川第二投票区	大楠西投票区、大楠東投票区、西高宮投票区、長丘投票区、長住投票区、西長住投票区、西花畑投票区、皿山投票区、花畑第一投票区、花畑第二投票区、柏原投票区、東花畑投票区、野多目南投票区、三宅第一投票区、三宅第二投票区、筑紫丘第一投票区、筑紫丘第二投票区、東若久投票区、若久第一投票区、若久第二投票区、玉川第一投票区、玉川第三投票区、塩原投票区、宮竹第一投票区、宮竹第二投票区、高木投票区、井尻投票区、臼佐投票区、大池投票区、寺塚投票区、東高宮投票区、横手投票区、野多目北投票区
老 司 投 票 区	鶴田投票区、弥永投票区、弥永西投票区

福市南選告示第6号

公職選挙法第30条の3第2項の規定により、在外選挙人名簿を編製する投票区として次のとおり指定在外選挙投票区を指定した。

なお、指定在外選挙投票区の指定の告示（平成11年福市南選告示第28号）は、廃止する。

平成29年 8 月21日

福岡市南区選挙管理委員会

委 員 長 進 藤 邦 彦

指定在外選挙投票区	当該指定在外選挙投票区に係る区域
玉川第二投票区	南区の区域のうち公職選挙法別表第1に規定する福岡県第2区の選挙区に属する区域
老 司 投 票 区	南区の区域のうち公職選挙法別表第1に規定する福岡県第5区の選挙区に属する区域

城 南 区

福市城選告示第 4 号

投票区の設置の告示（昭和57年福市城選告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 8 月21 日

福岡市城南区選挙管理委員会

委員長 鬼 木 寛

表を次のように改める。

投 票 区	区	域
鳥 飼	鳥飼四丁目，鳥飼七丁目	
城 西	鳥飼五丁目，鳥飼六丁目	
別 府 第 一	別府四丁目，別府五丁目，別府六丁目（1 番から13番まで），別府七丁目，城西団地，茶山一丁目（1 番から 5 番まで）	
別 府 第 二	別府一丁目，別府二丁目，別府三丁目，別府団地，田島二丁目（16番，21番から25番まで）	
田 島	茶山二丁目，茶山三丁目，田島三丁目，田島五丁目，田島六丁目，友丘一丁目	
長 尾 第 一	長尾二丁目，長尾三丁目，長尾四丁目，長尾五丁目，神松寺一丁目（22番，23番）	
長 尾 第 二	友泉亭，長尾一丁目，友丘二丁目，友丘三丁目	
樋 井 川	樋井川二丁目，樋井川三丁目，樋井川四丁目，宝台団地	
堤	大字東油山，樋井川五丁目，樋井川六丁目，樋井川七丁目，東油山一丁目，東油山四丁目，東油山五丁目，東油山六丁目，堤二丁目（3 番から12番まで）	
片 江	神松寺一丁目（長尾第一投票区に属する区域を除く。），神松寺二丁目，神松寺三丁目，片江一丁目，片江二丁目，片江三丁目，片江四丁目	
南片江第一	東油山二丁目，東油山三丁目，堤二丁目（堤投票区及び堤丘投票区に属する区域を除く。），南片江一丁目，南片江二丁目	
南片江第二	南片江三丁目，南片江四丁目，南片江五丁目，南片江六丁目，大字片江	
城 南	別府六丁目（別府第一投票区に属する区域を除く。），茶山一丁目（別府第一投票区に属する区域を除く。），茶山五丁目，茶山六丁目，七隈一丁目，七隈二丁目，七隈三丁目（1 番から 5 番まで，8 番の一部，15番から19番まで，20番の一部），飯倉一丁目	
金 山	金山団地（48番，49番，51番から56番まで），友丘四丁目，友丘五丁目，	

	友丘六丁目，松山一丁目，松山二丁目
田 島 東	田島一丁目，田島二丁目（別府第二投票区に属する区域を除く。），田島四丁目
片 江 西	片江五丁目，西片江一丁目，西片江二丁目
荒 江	荒江一丁目，荒江団地
金 山 団 地	茶山四丁目，金山団地（金山投票区に属する区域を除く。）
堤 丘	樋井川一丁目，堤団地，堤一丁目，堤二丁目（1 番，2 番）
七 隈	七隈三丁目（城南投票区に属する区域を除く。），七隈四丁目，七隈五丁目，七隈六丁目，七隈七丁目，七隈八丁目，干隈一丁目，干隈二丁目
梅 林	大字梅林，梅林一丁目，梅林二丁目，梅林三丁目，梅林四丁目，梅林五丁目

福市城選告示第 5 号

公職選挙法第37条第 7 項及び同法施行令第26条第 1 項の規定により，次のとおり指定投票区を指定し，及び指定関係投票区を定めた。

なお，指定投票区の指定及び指定関係投票区の定め告示（平成13年福市城選告示第17号）は，廃止する。

平成29年 8 月21日

福岡市城南区選挙管理委員会

委 員 長 鬼 木 寛

指 定 投 票 区	指 定 関 係 投 票 区
城 西 投 票 区	城西投票区を除く城南区の各投票区

ただし，衆議院小選挙区選出議員の選挙並びに衆議院小選挙区選出議員の選挙（公職選挙法別表第 1 に規定する福岡県第 2 区又は福岡県第 3 区のいずれか一方の選挙区において行われる同法第109条に規定する再選挙又は同法第113条第 1 項に規定する補欠選挙を除く。）と同日に行われる衆議院比例代表選出議員，参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については，次のとおりとする。

指 定 投 票 区	指 定 関 係 投 票 区
城 西 投 票 区	鳥飼投票区，別府第一投票区，別府第二投票区，田島投票区，長尾第一投票区，長尾第二投票区，樋井川投票区，堤投票区，片江投票区，南片江第一投票区，南片江第二投票区，城南投票区，金山投票区，田島東投票区，片江西投票区，荒江投票区，金山団地投票区，

	堤丘投票区
七 限 投 票 区	梅林投票区

福市城選告示第 6 号

公職選挙法第30条の3第2項の規定により、在外選挙人名簿を編製する投票区として次のとおり指定在外選挙投票区を指定した。

なお、指定在外選挙投票区の指定の告示（平成11年福市城選告示第28号）は、廃止する。

平成29年 8 月21 日

福岡市城南区選挙管理委員会

委 員 長 鬼 木 寛

指定在外選挙投票区	当該指定在外選挙投票区に係る区域
城 西 投 票 区	城南区の区域のうち公職選挙法別表第1に規定する福岡県第2区の選挙区に属する区域
七 限 投 票 区	城南区の区域のうち公職選挙法別表第1に規定する福岡県第3区の選挙区に属する区域